

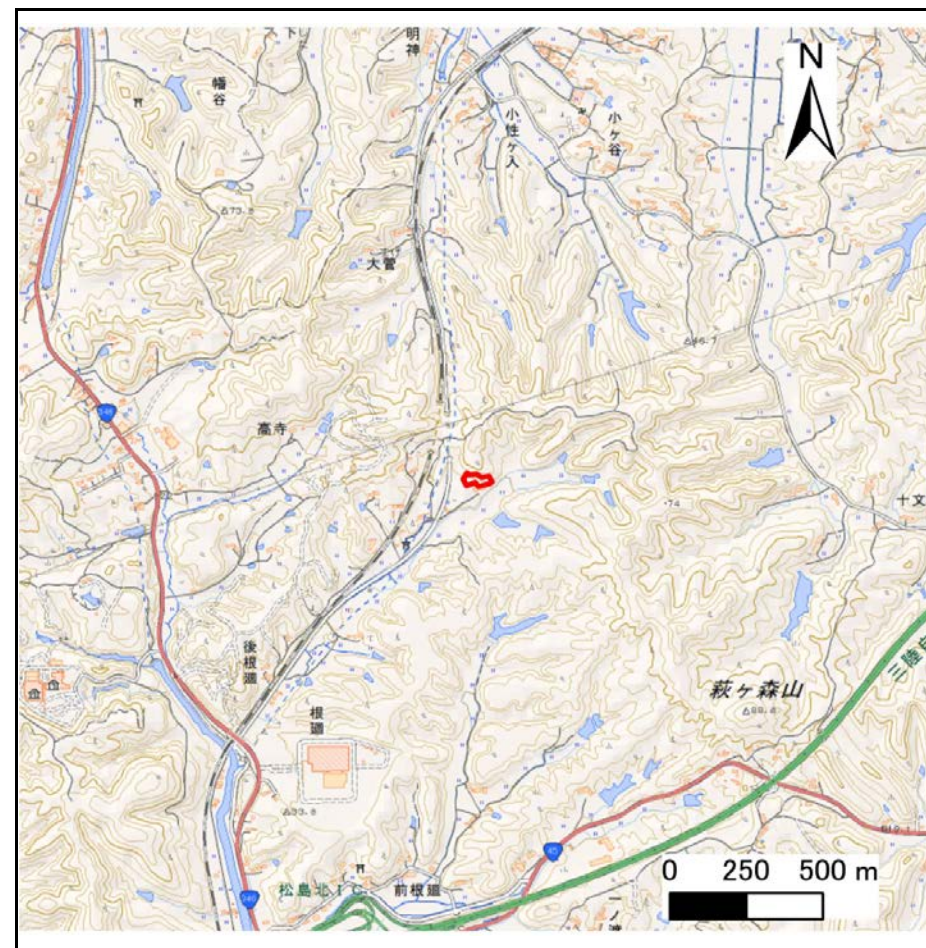
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第985号
告示年月日	平成30年11月2日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	II-自-0969(1321000969)
箇所名	矢倉場
所在地	宮城郡松島町根廻字矢倉場
調査機関	宮城県仙台土木事務所



位置図(S=1:200,000)



位置図 (S=1:25,000)

宮城県

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 国地情複 第1425号)

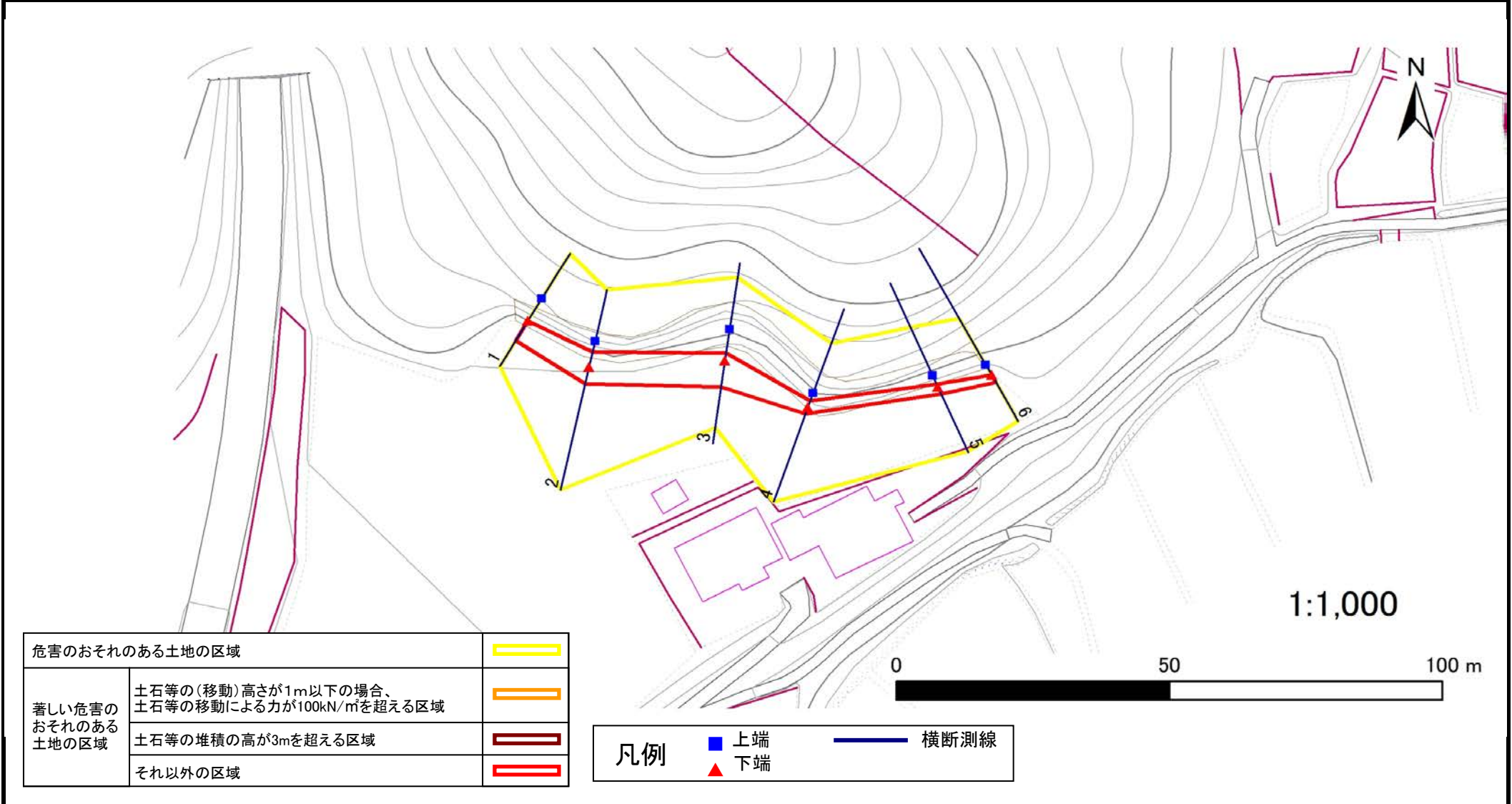
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第985号
告示年月日	平成30年11月2日

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度	平成29年度
急傾斜地の位置	宮城郡松島町根廻字矢倉場

箇所番号	II-自-0969(1321000969)	箇所名	矢倉場	所在地	
------	-----------------------	-----	-----	-----	--



危害のおそれのある土地の区域		
著しい危害のおそれのある土地の区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域	
	土石等の堆積の高が3mを超える区域	
	それ以外の区域	

凡例		上端		横断測線
		下端		

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第985号
告示年月日	平成30年11月2日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-0969(1321000969)	箇所名	矢倉場	所在地	宮城県松島町根廻字矢倉場
---------	------	-----------------------	-----	-----	-----	--------------

横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	-	-	54.3	1.0	-	-	15.2	3.0	~	~	~	~	~	~	~	~	
2 ~ 3	-	-	63.6	1.0	-	-	15.2	3.0	~	~	~	~	~	~	~	~	
3 ~ 4	-	-	63.6	1.0	-	-	15.2	3.0	~	~	~	~	~	~	~	~	
4 ~ 5	-	-	21.2	1.0	-	-	15.2	3.0	~	~	~	~	~	~	~	~	
5 ~ 6	-	-	23.4	1.0	-	-	14.7	2.9	~	~	~	~	~	~	~	~	
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								